

令和7年11月太子町教育委員会（定例会）
会 議 錄

令和7年11月18日、午前9時30分より太子町教育委員会を太子町役場議会棟常任委員会室1に招集した。

1. 議事日程

第1. 開会・教育長あいさつ

第2. 前回定例会会議録の承認

第3. 本日の会議録署名委員指名

第4. 行事結果・予定報告

第5. 教育長報告

太子町教育委員会後援名義使用許可について

第6. 議事

議案第69号 令和7年度太子町一般会計補正予算（第5号）（うち教育委員会所管分）に対する意見聴取について

議案第70号 児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例議案に係る意見聴取について

議案第71号 龍田小学校小規模特認校制度適用について

議案第72号 令和8年度公立学校教職員人事異動方針について【当日追加提案】

第7. その他

2. 本日の会議に出席した教育委員

委 員 福本 充治
委 員 福田 秀樹
委 員 杉本 泰代
委 員 竹澤 秀代

3. 本日の会議に出席した事務局職員

教 育 長 糸井 香代子
教 育 次 長 福井 照子
管 理 課 長 改野 学由
こどもえがお課長 肥塚 韶
社会教育課長 熊谷 恵之
管 理 課 係 長 大上 香織
管 理 課 主 査 光藤 雄矢

令和7年11月18日 午前9時30分開議

●開会・教育長あいさつ

教育長 本日は、ご多用の中、定例教育委員会にご出席くださいましてありがとうございます。
ただいまから、令和7年度11月の定例教育委員会を開会いたします。

●前回定例会会議録の承認

●本日の会議録署名委員指名

教育長 前回定例会会議録の承認を福田委員と竹澤委員にお願いいたします。
続いて、本日の会議録の署名委員を福本委員と杉本委員を指名させていただきます。
よろしくお願ひいたします。
次に、本日予定されている議案は、個人情報保護の観点から非公開とするものではなく、
すべて公開として取り扱うこととしますので、併せてご了承ください。
また、本日は当日追加議案として、議案第72号を机上へ配布いたしておりますので、
よろしくお願ひいたします。

各委員 分かりました。

●行事結果・予定報告

教育長 次に、行事結果及び行事予定の説明をお願いします。

管理課長 <11・12・1月の行事結果及び行事予定説明>

教育長 11・12・1月の行事結果及び予定について、ご意見ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

●教育長報告

教育長 続いて、教育長報告に移ります。

事務局から報告をお願いします。

教育次長 今月の教育長報告は、太子町教育委員会後援名義使用許可について、8件の届出があります。

1件目の申請者は、ママラボ姫路です。

事業名称は、「キッズプログラミング体験＆マネー講座」です。

実施日は、令和7年11月23日（日）です。

実施場所は、龍野商工会議所です。

「プログラミングを通じて子どもたちの好奇心と、論理的な思考を育て、大人たちの金融リテラシー向上に寄与し、日本の明るい未来を創造する」ことを目的に開催されます。

2件目の申請者は、一般社団法人日本トレーニング推進協会です。

事業名称は、「体幹・かけっこ教室」です。

実施日は、令和7年11月24日（月・祝）です。

実施場所は、石海小学校体育館です。

「小学生を対象として、運動能力向上や運動不足改善の機会の提供、また、現代の子どもたちに多い姿勢の悪さを改善するための知識や改善方法などを提供し、子どもたちの成長や将来の健康寿命を延ばす」ことを目的に開催されます。

3件目の申請者は、太子ソフトバレーボール同好会です。

事業名称は、「第22回飛鳥杯ソフトバレーボール交流大会」です。

実施日は、令和7年12月7日（日）です。

実施場所は、創継町民体育館です。

「生涯を健康で明るく楽しく過ごすため、ソフトバレーボール愛好者の皆様と共にいい汗をかき、いい瞬間を過ごし、いい出会いをして、親睦と交流を深め、そしてソフトバレーボールの普及と振興に寄与する」ことを目的に開催されます。

4件目の申請者は、太子町手をつなぐ育成会です。

事業名称は、「あつまれ楽器好き 発達が気になる子のためのレッスン」です。

実施日は、令和7年12月7日（日）、令和8年1月11日（日）、3月15日（日）です。

実施場所は、太田公民館です。

「音楽を通じて参加者同士が共に時間を過ごし、孤立感を解消すると共に、楽器に触れ情緒の安定を図る」ことを目的に開催されます。

5件目の申請者は、太子町文化協会です。

事業名称は、「令和8年第11回年賀状コンクール」です。

実施日は、令和7年12月15日（月）から令和8年1月13日（火）までです。

実施場所について、提出先が社会教育課及び小中学校になります。

展示につきましては、年明けから、太子郵便局内、たつの町ぢゅう美術館、ヒガシマルかるぢゃーるーむ、太子町役場1階住民ギャラリーにおいて、入賞作品が展示されます。

「年賀状を通じて日本の伝統文化の継承を図る」ことを目的に開催されます。

6件目の申請者は、NPO法人姫路YMCAです。

事業名称は、「2025年度ウインタープログラム」です。

実施日は、令和7年12月25日（木）から令和8年2月8日（日）までです。

実施場所は、YMCA太子遊びと冒険の森、兎和野高原野外活動センター、たかのす里山キャンプ場です。

「冬の野外活動を通して青少年の精神・知性・身体の成長をはかる」ことを目的に開催されます。

7件目の申請者は、NPO法人金銭教育研究会です。

事業名称は、「親子お金の基礎講座」です。

実施日は、令和8年3月7日（土）です。

実施場所は、たつの市総合文化会館アクアホールです。

「子どもたちが将来社会で自立して生きていくために必要な『お金の基本的な知識』と『生活設計の視点』を親子で学ぶ」ことを目的に開催されます。

8件目の申請者は、株式会社中広です。

事業名称は、「小学生のための『お仕事ノート西播磨版』発行事業」です。

令和8年4月初旬に発行予定であり、西播磨地域の小学校に配布されるものとなっております。

「地域の産業や企業の魅力を小学生にわかりやすく取り上げることを通じ、地域への愛着や、多様な職業観を育む」ことを目的に作成されます。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

委員 姫路YMCAの事業のように、実施場所によっては、野生動物への対策を申立事項に追加する必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

管理課長 ご指摘のとおり、山間部等に行く際は、野生動物の心配がありますので、追加する方向で検討させていただきます。

教育長 他にございませんか。

各委員 ありません。

●議事

教育長 次に、議事に移ります。

第69号議案について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 議案第69号「令和7年度太子町一般会計補正予算（第5号）（うち教育委員会所管分）に対する意見聴取について」説明いたします。

なお、人件費については、事務局職員の一般職給や職員手当を今後の執行見込みに基づいて増額の補正措置を行っておりますが、義務的経費となりますので、それ以外の項目について説明いたします。

私からは、管理課及び給食センタ一分について説明いたしますが、歳入はございませんので、歳出のみ説明いたします。

1件目、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節12委託料の「就学援助システム導入業務委託料」について、就学援助システムを導入するための予算を計上しておりますが、全額補助が出るため、町の持ち出しはございません。

2件目、款10教育費、項1教育総務費、目3教育振興費、節19扶助費の「特別支援学校児童生徒就学援助費」について、転入等による増額となります。

3件目、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節10需用費の「光熱水費」について、夏の高温によるプールの温度上昇により、水の入替え量等が増加したことによる増額となります。

4件目、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節10需用費の「修繕料」について、消防設備点検において指摘のあった箇所の修理のための増額となります。

こちらにつきましては、項3中学校費においても同様です。

5件目、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節12委託料の「石海小学校北館トイレ改修工事実施設計業務委託料」について、入札の結果による減額となります。

6件目、款10教育費、項2小学校費、目2教育振興費、節12委託料の「教育・校務用コンピューター及び周辺機器保守委託料」について、GIGAスクール構想によるネットワーク整備から5年が経過し、保守委託が満了することによる増額となります。

7件目、款10教育費、項2小学校費、目2教育振興費、節13使用料及び賃借料の「GIGAフィルタリングサービス使用料」について、学習用端末導入から5年が経過し、フィルタリングサービスが満了することによる増額となります。

これら2項目につきましては、項3中学校費においても同様です。

8件目、款10教育費、項6保健体育費、目4給食センター費、節10需用費の「賄材料費」について、令和7年産精米単価の大幅な上昇による増額になります。

管理課については、以上です。

こどもえがお課長

こどもえがお課所管分について説明いたします。

まず、こどもえがお課も事務局のほか、幼稚園・保育所等の人事費に関する予算を補正措置しておりますが、義務的経費ですので、説明は省略させていただきます。

人事費以外で計上した事業は、歳出が款10教育費、項4幼稚園費で2件、款3民生費、項2児童福祉費で8件になります。

それでは、歳出から申し上げます。

1件目、款10教育費、項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、節17備品購入費の「施設遊具購入費」について、50万6千円減額しておりますが、8月入札の入札残を補正するものです。

太田幼稚園の総合遊具を更新しており、11月10日に設置完了しております。

2件目、款10教育費、項4幼稚園費、目2教育振興費、節17備品購入費の「教材用備品購入費」について、8万8千円追加しております。

斑鳩幼稚園に、ぶつかっても痛くないスポンジ芯の跳び箱を購入する予定ですが、健康増進に関する連携協定を明治安田生命と結んでおり、そこからの寄付を充当して実施する予定です。

3件目、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節19扶助費の「子育て短期支援事業費」について、49万6千円追加しております。

こちらは、児童養護施設等に子どもを預かってもらうショートステイ事業の事業費で、利用増による増額となっております。

4件目、5件目について、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節22償還金・利子及び割引料の「児童虐待防止対策等総合支援事業補助金返還金（国庫）」40万3千円と、「子ども・子育て支援交付金返還金（国庫）」198万5千円を計上しております。

令和6年度実績報告により、国庫に返還するものです。

6件目、款3民生費、項2児童福祉費、目2保育所費、節22償還金・利子及び割引料の「子育て支援員研修事業補助金返還金（国庫）」について、6万5千円計上しておりますが、こちらも、令和6年度実績報告による国庫への返還金です。

7件目、款3民生費、項2児童福祉費、目3保育所運営費、節18負担金・補助及び交付金の「私立保育所一時預かり事業補助費」について、136万2千円減額しております。こちらは、令和7年度の子ども・子育て支援交付金の交付要綱の一部改正により、補助基準単価が下がったことによる減額となります。

1施設当たり170万円で予算化していたところ、補助基準額が147万3千円となりましたので、私立の認可認定こども園6園分を減額するものです。

8件目、款3民生費、項2児童福祉費、目3保育所運営費、節22償還金・利子及び割引料の「保育対策総合支援事業費補助金返還金（国庫）」について、9万4千円計上しておりますが、こちらも、令和6年度実績報告による国庫への返還金です。

9件目、款3民生費、項2児童福祉費、目5児童措置費、節22償還金・利子及び割引料の「子ども・子育て支援事業費補助金返還金（国庫）」について、123万7千円計上しておりますが、こちらも、令和6年度実績報告による国庫への返還金です。

10件目、款3民生費、項2児童福祉費、目8障害児福祉費、節17備品購入費の「発達検査用備品購入費」について、4万7千円計上しております。

こちらは、新版K式発達検査2020補充追加用具セット等の購入費となり、明治安田生命からの寄付を充当して実施する予定です。

歳出については、以上になります。

次に、歳入について説明いたします。

歳入は、節単位で8件計上しており、国庫と県費それぞれ4件ずつとなっております。まず、「利用者支援事業補助金」について、国庫15万6千円、県費3万9千円は人件費の追加によるもので、補助率は、国1/3、県1/6で計上しております。

次に、「子育て短期支援事業補助金」について、国庫、県費それぞれに16万5千円追加しております。

歳出で申し上げました児童福祉総務費の補助費の追加によるもので、補助率は、国1/3、県1/3で計上しております。

次に、「一時預かり事業補助金」について、国庫、県費共に52万9千円減額しております。

歳出で申し上げました令和7年度の子ども・子育て支援交付金の交付要綱の一部改正により、補助基準単価が下がったことによる減額で、私立認定こども園6園分と斑鳩保育所の合計7園分減額しております。

補助率は、国1/3、県1/3です。

次に、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業補助金」について、国庫、県費それぞれ78万3千円計上しております。

私立認可認定こども園の1号認定の部分に対象児童が2名入園したため計上しております。

補助率は、国1/3、県1/3です。

こどもえがお課については、以上です。

社会教育課所管分について説明いたします。

まず、義務的経費以外の歳出について説明いたします。

1件目、款10教育費、項5社会教育費、目1社会教育総務費、節12委託料の「公共施設予約管理システム構築委託料」について、10月から公共施設予約管理システムを導入しておりますが、契約差額残762万4千円を減額するものです。

2件目、款10教育費、項6図書館費、目1報酬の「臨時図書館司書報酬」について、職員の病気休暇にかかる会計年度任用職員の雇用により、10万4千円を増額しております。

3件目、款10教育費、項5社会教育費、目6図書館費、節17備品購入費の「図書購入費」について、西兵庫信用金庫からの図書購入にかかる寄附金10万円による増額になります。

4件目、款10教育費、項6保健体育費、目2体育館費、節10需用費の「光熱水費」について、値上げ等により想定していた電気料金に不足が生じているため、113万5千円を追加するものです。

5件目、款10教育費、項6保健体育費、目3総合公園管理費、節10需用費の「光熱水費」についても、同様の理由で144万2千円追加するものです。

6件目、款10教育費、項6保健体育費、目3総合公園管理費、節10需用費の「修繕料」について、既に予算が枯渇しているため、年度末までの修繕に備えて30万円を追加するものです。

次に、歳入について説明いたします。

1件目、款16県支出金、項2県補助金、目8教育費県補助金、節2社会教育費補助金の「地域と学校の連携・協働体制推進事業費補助金」について、地域と学校の連携事業に係る県の補助金が確定しましたので、その分から、社会教育主事講習派遣経費が下がった分を差し引いた6万7千円を追加しております。

2件目、款18寄附金、項1寄附金、目3教育費寄附金、節1社会教育寄附金の「図書充実に対する指定寄付金」について、西兵庫信用金庫から寄附があった10万円を追加しております。

3件目、款21諸収入、項3雑入、目2雑入、節8教育費雑入の「陸上競技場公認更新工事上下水道使用料」について、4種公認の工事を行っておりますが、業者が使われる水道使用料を歳入として追加しております。

社会教育課については、以上です。

ご意見、ご質問等はございませんか。

ありません。

それでは、議案第69号は、承認いただいてよろしいでしょうか。

結構です。

では、原案のとおり12月町議会に提出することとします。

続いて、議案第70号について、事務局より説明をお願いします。

議案第70号「児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例議案に係る意見聴取について」説明いたします。

今回の改正は、1つは児童福祉法が改正されたことによるもの、1つは「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」として国が検討したことによるものです。

児童福祉法の改正によって、「児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の第1条から第4条までの上位法である、厚生労働省令や内閣府令が、9月10日公布の「児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令」において改正されています。改正内容について、児童福祉法の第33条の10の条文が、1項のみだったものが3項までとなったため、「第33条の10各号」となっていた条文が、「第33条の10第1項各号」と変更されています。

条例新旧対照表をご覧ください。

改正箇所について、「児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」第1条関係では、「太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第12条が、第2条関係では第25条が、第3条関係では第12条が、第4条関係では13条が、それぞれ児童福祉法の条文を引用しているため、虐待等の禁止や防止について規定している部分について改めております。

同じく9月10日公布分より、これまで国家戦略特別区域内の限り認められていた地域限定保育士制度が、人材確保の観点から全国展開するために、一般制度化する改正を行われております。

地域限定保育士も保育士とみなすこととする改正が行われたことに伴い、「児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」第1条関係では、「太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第23条第2項、第29条第1項、第31条第1項、第44条第1項、第47条第1項が、第3条関係では第10条第3項第1号が、第4条関係では第22条第1項が、いずれも施設や事業の職員について規定している部分の保育士という定義の中に、地域限定保育士を含める改正を行っております。

こちらは、兵庫県が地域限定保育士を認める認定地方公共団体に認定された場合を想定したものであり、現時点では兵庫県が国に申請しているわけではありませんが、将来の可能性を考慮して改正を行っております。

続いて、地方からの提案にかかる改正部分について、9月16日に公布された「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令」により、「児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」第1条関係で、「太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第17条第2項の改正を行っております。

こちらは、母子保健法に規定する健康診査の内容が、家庭的保育事業者が実施する健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、事業者が結果を把握できる場合、乳幼児等の健康診査の代替とすることができますという規定に改めております。

改正内容は以上になります。

施行日は、公布の日からで、こども家庭庁の整備布令の施行日である令和7年10月1日から適用することとしております。

この条例案を12月町議会に提出するにあたり、教育委員会の意見を求めるものです。説明は以上です。

- 教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。
- 委員 地域限定保育士について、兵庫県にいらっしゃるのかも含めて説明をお願いします。
- こどもえがお課長 兵庫県にはおりません。
- 地域限定保育士は、兵庫県が国に申請し、認定地方公共団体に認定された場合に、試験に合格した方が、兵庫県の地域限定保育士として3年間働くことができ、3年後に通常の保育士として全国で働くことができるようになるという制度です。
- 教育長 他にございませんか。
- 委員 保育士として働くには資格が必要ですが、試験に合格して3年間働くことで、資格が無くとも保育士として認められるのが地域限定保育士の制度ということでしょうか。
- 教育長 その認識で問題ありません。
- こちらの制度は、兵庫県が活用しない限り、太子町独自で行うことはできません。
- この度の条例整備においては、上位法の改正に基づいて本町の条例も揃え、人材不足解消のための色々な動きに本町も対応できるよう条例を整えるものです。
- こどもえがお課長 兵庫県が認定地方公共団体の申請を出すか分かりませんが、将来の可能性を考慮した結果、内閣府令が公布されたこのタイミングに改正し、体制を整えることいたしました。
- 教育長 他にございませんか。
- 各委員 ありません。
- 教育長 それでは、議案第70号は、町議会への提出を承認いただいてよろしいでしょうか。
- 各委員 結構です。
- 教育長 では、原案のとおり12月町議会に提出することとします。
- 続いて、議案第71号について、事務局より説明をお願いします。
- 管理課長 議案第71号「龍田小学校小規模特認校制度適用について」説明いたします。
- 5月15日の定例教育委員会で、検討委員会の設置要綱を制定し、現在までに2回、6月24日と9月26日に検討委員会が開かれております。
- 前回の定例教育委員会にて説明したとおり、検討委員会の協議の中で、今後の在り方として現時点での共通認識について、長谷委員長より提言をいただいておりますので、再度読み上げます。
- 1点目、「太子町立龍田小学校の児童数を確保し、小規模校のメリットを最大限に活かしたきめ細やかな特色ある教育を維持・発展させるため、令和9年度から龍田小学校に小規模特認校制度を適用すること。特色ある教育には、カリキュラムの柔軟な設計、学校と地域が連携した教育環境の構築及びそれを踏まえた教員配置などがあり、今後検討委員会においても議論するところである。本制度の適用により、太子町内全域から通学を可能とし、学校の魅力を高める教育活動を推進することで、児童の確保に努めること。」
- 2点目、「令和8年度に入学を希望する児童については、制度適用開始（令和9年度）を待たず、龍田小学校の特色ある教育環境を希望する家庭のニーズに応え、円滑な制度移行を図るため『就学指定変更（指定外就学）』の形で他地区からの入学を認めること。」

これらの提言のとおり、令和9年度から小規模特認校制度を適用し、令和8年度には、新1年生及び新2年生から6年生についても、小規模特認校の主旨に賛同し、入学を希望するご家庭があれば、面接等を経て受け入れる方向で、施策を教育委員会として進めていくことを承認するか、お諮りいたします。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 それでは、議案第71号は、承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 続けて、事務局より関連事項について追加説明をお願いします。

管理課長 龍田小学校の関連事項について、お配りの資料と併せて説明いたします。

まず、『「太子町立龍田小学校特色ある学校づくり」について』という資料について、5月15日に検討委員会設置要綱を制定して以降の取組をまとめています。

こちらは、サマーフェスティバルにおける教育長の挨拶やまちづくりの集い、個別の案件等については、載せておりません。

また、資料に記載されておりませんが、11月13日及び11月20日の就学時健診冒頭に、担当から校区外の方にも簡単に説明する他、他校区からの見学が4~5件あったので、報告いたします。

さらに、PTA・学校関係の取組について、町内の幼稚園、保育所、こども園等にPTA会長名で「龍田小学校の魅力を発信する会」の案内があり、11月5日に実施されています。

また、この会に参加できなかった方を対象に、学校主催で『「龍田小学校特色ある学校づくり」に係る相談会について』が、11月7日に2部構成で実施されています。

これらの会の記録及びPTAが作成されたパワーポイント資料を参考としてお配りしておりますので、後刻ご覧ください。

なお、本日ご承認いただきました旨を、次回の福祉文教常任委員会にてご報告させていただく予定です。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等ございませんか。

委員 他校区からの見学者や、魅力を発信する会と相談会に参加された方は、重複しているのでしょうか。

管理課長 まず、魅力を発信する会と相談会の参加者は重複しておりません。

また、魅力を発信する会と相談会の両方ともに参加していない方も、学校の見学に来られております。

教育長 他にございませんか。

各委員 ありません。

教育長 本日、ご承認いただきましたので、対外的にも周知をしながら、次回12月23日の検討委員会において、教育委員会から承認をいただいた旨を報告し、議論を深めていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、当日追加議案第 72 号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 議案第 72 号「令和 8 年度公立学校教職員人事異動方針について」説明いたします。
お配りしております「公立学校教職員人事異動方針」をご覧ください。
まず、I 基本方針について、第 4 期プランの重点テーマを踏まえた基本方針を記載しており、基本的な考え方は、「適材適所の配置」、「人材育成及び計画的な交流の推進」となっております。
続いて、II 管理職、III 教員、IV 事務職員、V その他留意事項について、それぞれ挙げられており、体裁こそ整えられておりますが、概ね例年と変わりありません。
これを受け、揖龍内公立小中学校県費負担教職員人事異動方針を揖龍教育委員会連絡協議会が定めております。
具体的な方針の(1)に、異動対象者の年数や地区割などを記載しております。
続けて、「(2) 校長の意見具申を尊重する。」、「(3) 校長会等の正当な要望を尊重する。」「(4) 職員構成の適正化及び職員の資質向上、組織の柔軟性の維持を図るために、下記のとおり人事異動を推進する。」、「(5) 異動の対象としないものについては、県教育委員会の方針に準ずる。」、「(6) 第三者の人事介入は排除する。」、「(7) 公正妥当な異動を行うとともに、人事機密を厳守する。」と、基本的には例年どおりでございます。
こちらをお諮りしまして、ご承認いただいたのちに、この方針に従い人事異動事務を進めていくということになります。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 それでは、議案第 72 号は、承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

●その他

教育長 本日の議事は全て終了しました。
続いて、その他の報告に移ります。
事務局から何か連絡事項はありますか。

社会教育課長 社会教育課より報告が 1 件ございます。
12 月議会の中で契約案件を改正する変更契約の議案を挙げさせていただきます。
現在、総合公園陸上競技場 4 種公認更新工事を行っておりますが、インフィールドにおける半月円部分等の施工方法を変えるための変更契約議案を上程いたします。
当初は、半月円部分に着色するのみでしたが、トラックフィールドを切削する中で段差が生じ、劣化が進んでいる状況がありましたので、半月円を削ってウレタン舗装をやり直すために、約 35,000,000 円の追加変更契約を予定しております。
以上です。

教育長 他に報告事項はありませんか。

管理課長 お手元の資料についてご説明いたします。

1件目は、本日午後からの「揖龍連協永年勤続表彰」につきまして、両面印刷の資料をご用意しております。

被表彰者の名簿を記載しておりますが、太子町の学校からは4名が表彰されます。

2件目は、たつの市教育委員会からお知らせのあった、教育委員会委員の異動についてです。

11月17日付で松尾委員が退任され、11月18日付で大西委員が就任されています。

3件目は、認定地域クラブについてです。

現在、本町の部活動の地域展開について、認定地域クラブとして4団体を認定しており、1団体が剣道で申請しております。

地域認定クラブの発足が進み、神戸新聞においても各市町の状況が掲載されておりますが、本町においては、令和8年度の夏までは、通常の部活動を継続し、秋から土・日の活動については縮小していく形で、たつの市とも連携しながら進めております。

今後、変更点等ございましたら、教育委員会にて報告させていただきたいと思います。

4件目は、「令和7年度太子町いじめ問題対策連絡協議会次第」についてです。

年に1回、町のいじめ問題対策連絡協議会が開催されております。

これは、「太子町いじめ問題対策連絡協議会規則」に基づいて設置されているものです。お配りの次第には、委員名簿や出席者名簿、条例、関連規則、いじめ防止基本方針等を掲載しておりますが、毎年、こちらの基本方針を確認しながら、いじめの現状について委員の皆様に周知し、協議を進めているところです。

協議記録の概略を資料の中程に添付しておりますので、後刻ご覧ください。

また、月別のいじめ認知件数等を掲載しております。

いじめの認知件数は、昨年度と同等であり、中学校に関しては、過去最多であった昨年度と同程度の件数になることが予測されます。

いじめの内容について、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」が一番多く、次いで「軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。」といった身体的ないじめ、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。」と続いております。

このような形でいじめを認知し、それぞれ対応しておりますが、まずは、いじめが生まれない学校・学級づくりをめざすことを共通認識としております。

いじめの認知について、昨今の特徴としては、保護者からの訴えによって発覚するケースが増加しておりますが、これは、教職員の把握が難しい登下校中の出来事や、SNSによるもの等、発見しにくい場面での件数が増えているためと考えられます。

特にSNSによるいじめに関して、児童・生徒同士で解決を図ることを中心に対応しておりますが、保護者同士のトラブルに発展する傾向があり、いじめが発覚した時には対応が困難になっている状況が見られます。

以上になります。

ご意見、ご質問等ございませんか。

本町におけるSNS上のいじめの認知方法についてお聞きします。

協議記録の認知方法を見ると、「保護者から(69%)、アンケート(21%)、本人(7%)」

教育長
委員

とありますが、SNS 上のいじめの認知は含まれているのでしょうか。

管理課長 SNS 上でされたこととして保護者や本人から申し出があり、それらは数字の中に含まれております。

教育長 他にございませんか。

各委員 ありません。

教育長 最後に、教育委員の皆様からご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 他に無いようでしたら、次回の定例会の開催日を調整いたします。

次回の定例会は 12 月 11 日（木）午前 10 時 00 分に開会いたします。

これをもちまして 11 月の定例会を終了させていただきます。

お疲れ様でした。

令和 7 年 11 月 18 日 午前 10 時 45 分閉議